

最高裁秘書第1348号

平成31年3月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年3月7日付け（同月8日受付、最高裁秘書第1253号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

裁判官の分限事件記録符号規程（昭和24年最高裁判所規程第3号）（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

裁判官の分限事件記録符号規程

昭和24年2月1日最高裁判所規程第3号

裁判官の分限事件記録符号規程

裁判官の分限事件記録符号を別表のように定める。

附則

この規程は、昭和二十四年二月一日から施行する。

(別表)

第一審事件 分  
抗告事件 分 ク